

東日本大震災から5年後の現実：備忘録ないしは切り抜き帳(その28)

[2016年2月28日(日)]

○先般(1月15日)の辺見庸氏による『1★9★3★7』にも指摘されていたことであるが、一昨日の東京新聞「大波小波」の記述は非常に理解し易いものであった。右に引用されている日中戦争当時の参謀本部作戦課長の「あの当時、私にとってのもう一つの敵は、国民大衆でした。国民が戦争を止めさせてくれんのです」との言葉には、さもありがたみの現実味が感じられた。筆者も辺見庸氏の感化を受けて、その当時の新聞紙面を国会図書館で確認してみたが、大波小波(昭和の子)氏の言と全く同じことを感じている。「冗談だろ、と笑ったあとで、戦中の新聞を縮刷版で通読すると、否定しがたい信憑性を感じて笑えなくなる。南京陥落を祝う提灯行列の沸き立ちを、ヤラセの一語で断ずることはむずかしい。そして、空気の元栓を陸軍とマスコミのみに限局することもむずかしい。安保関連法制、原発再稼働、格差拡大…、国民が判断を迫られている。空気に流されて、という言い訳は、二十一世紀の私たちには許されない」全くその通りであろう。以下に示すのは、1937年12月11日の東京朝日新聞の第1面と第5面の紙面である。第1面の中央には朱書きで『祝・敵首都南京陥落』とあって、新聞社から軍部に対して賛辞が贈られたことを意味しているが、これは何も朝日新聞に限ったことではなく、全てのマスコミが同じ対応をしたであろうことは疑う余地のないところである。同じことは第5面の広告にもよく現れており、「国威宣揚」「皇軍萬歳」「祝大提 国民擧つて、我皇軍の勲功を感謝しませう」は、何もライオン歯磨に限ったことではないであろう。

二月二十六日が近づいてくると、心がさわさわする。昭和十一年の二月二十六事件を境に、社会の空気が変わった、と昭和史研究家の多くが指摘する。事件の翌年には日中戦争、事件の五年後には太平洋戦争へと雪崩れ込んできた。中田整一氏が、「本」3月号に「八十年度の2・26事件(二)の秘録」という一文を寄せ、日中戦争の作戦指導にあたった元参謀本部作戦課長・稲田正純氏の言葉を紹介している。「あの当時、私にとってのもう一つの敵は、国民大衆でした。国民が戦争を止めさせてくれんのです」といふのである。稲田正純氏の言葉を断ち切っている。空気に流されて、という言い訳は、二十一世紀の私たちには許されない。(昭和の子)

信憑性を感じ笑えなくなる。南京陥落を祝う提灯行列の沸き立ちを、ヤラセの一語で断ずることはむずかしい。そして、空気の元栓を陸軍とマスコミのみに限局することもむずかしい。安保関連法制、原発再稼働、格差拡大…、国民が判断を迫られている。空気に流されて、という言い訳は、二十一世紀の私たちには許されない。(昭和の子)

2016.2.26

南京陥落を伝える1937年12月11日の東京朝日新聞第1面[左]と、広告付きで9月6日の宝山(上海)上陸から12月10日の南京陥落までの経路を示す第5面[右]



○朝日新聞デジタルが2月28日に配信した「再生エネ電力は選べない？ 4月自由化、家庭向けわずか」を読ませて頂いた。以下にその内容をコピーして掲載させて頂く。

4月から一般家庭でも電力の購入先を選べるようになるが、新電力会社のうち、太陽光などの再生可能エネルギー(再生エネ)中心に作られた電気の供給を自由化開始の時点から始められるのは、4社にとどまることが環境団体のまとめで分かった。電力会社間の価格競争が激しくなる一方で、環境を重視する人たちの選択肢は当面限られそうだ。原発や化石燃料になるべく頼らず、再生エネを電源とする事業者を選ぶ人を増やすことを目的にした環境団体でつくる「パワーシフト・キャンペーン」事務局が、電源構成を開示している、大手電力会社と資本関係がない一など5項目の基準に基づき、経営方針などを公表している約200社の新電力会社を調査した。その結果、20~30社が再生エネ中心の供給を目指しているが、27日現在で同事務局の基準を満たし、一般家庭向けの送電を4月1日から始められるのは「水戸電力」(水戸市)=供給先は茨城県中心=、「みんな電力」(東京都世田谷区)=首都圏中心の9都県=、「Loop」(同文京区)=東電・中部電・関電管内=、「みやまスマートエネルギー」(福岡県みやま市)=九電管内=の4社だった。電源は、太陽光やバイオマス、風力が中心で、電源に占める再生エネの割合は高いところでは7割を予定している。朝日新聞の取材では、堺市の「大阪いずみ市民生協」も4月1日から供給を始める。同事務局が調査対象としていない、大手電力会社や大手と提携した会社も再生エネ供給が遅れており、ソフトバンクや出光興産系の子会社も一般家庭向けの開始時期は未定という。準備の遅れは、発電量自体が少ないことが一因だ。政府は東日本大震災後の2012年、再生エネの固定価格買い取り制度(FIT)を開始。高値で電気を買取る制度の導入で再生エネの早期普及を目指したが、14年度の日本の総発電量に占める割合は3.2%(水力発電除く)にとどまる。事業の認可を受けても発電しない事例が多発したり、太陽光以外の風力や地熱などの普及が遅れたりするなど、安定供給に課題も残している。規模が小さい新電力会社が電力確保に苦戦したり、すでに自由化されている工場などに向けた高圧電力供給を優先したりして、一般家庭向けまで手が回らないという現状もある。昨年5月に高圧での供給を始めた湘南電力(神奈川県平塚市)は「事業者向けと家庭向けのシステムの違いなどから、準備に想像以上に時間がかかっている」としている。4月に始めるみんな電力も、当初の契約世帯数は4千程度になる見通し。大石英司社長は「数は少なくとも自分たちで電力を選べるという変化を伝えるためにも4月にスタートさせることにした」と話す。各地の太陽光発電やバイオマス、風力などを電源とし、ホームページで公表している。契約希望者は個々の発電所を選んで契約できる仕組みで、価格はいまの東電と同程度の見込みという。キャンペーンの中心となっている国際環境NGO「FoE Japan」の吉田明子さんは「自由化されても消費者の選択肢が少なすぎ、高まっている再生エネへの関心を低下させかねない。再生エネ事業者の準備が整い次第、契約の変更を促していきたい」と話す。(重政紀元、神元敦司)

<再生可能エネルギー> 太陽光や風力、バイオマス、地熱のような枯渇せず、安全で二酸化炭素も出さないエネルギー。電力自由化で、再生エネを使う電力会社を選べるようになる。送電は既存の大手電力会社10社の送電網を使うため、ほかの電気と区別はつかないが、再生エネを応援する意思を示すことになる。

[2016年3月9日(水)]

間もなく東日本大震災(いわゆる3.11)から丸5年を迎える。新聞紙上には津波災害からの復興上の課題や、福島第一原発事故のために未だに故郷に帰れない方々のやりきれない思いが、連日のように伝えられているが、それらの報道から読み取れるのは、これらの被災者に対する自民党安倍政権の冷たさではないだろうか。以下は必ずしも3.11に限らないが、ここ数日間の新聞報道の中で印象に残った記事を取り上げてみたものである。

○3月6日の東京新聞1面トップ記事は『福島県民なお9万9000人避難 原発関連死1368人に』であった。阪神・淡路大震災が契機となって、避難生活の影響による死亡も“震災関連死”と認定し、災害弔慰金が支給されたことはよく知られている(一部にはマスコミ関係者や防災専門家が直接死と混同している場合もある)が、福島第一原発事故で避難した後、病状や体調が悪化して死亡した人を、東京新聞では独自に“原発関連死”と定義して、震災関連死とは区別して集計している。震災関連死が宮城県の920人、岩手県の458人と比べて、福島県で2000人以上と震災関連死が突出している原因はこの原発関連死の多さにあることは明らかであろう。去る2月27日にも述べさせて頂いたように、業務上過失致死傷の罪で強制起訴されることになった東京電力の旧経営陣は“大津波を予見できなかったから無罪”を主張するであろうとの報道も見られたが、この原発関連死1368人(この1年では136人)という数字に接してもなお“無罪”を主張できるのだろうか。

○同じ日の東京新聞首都圏版では、水樹涼子氏(作家)の『足尾鉍毒事件 谷中村廃村110年「第四者」の視点も必要』との論説が注目された。足尾鉍毒事件の解決のために奔走した田中正造の行動のことを水樹氏は、被害者・加害者・第三者を超えた「第四者」ともいえる視点と評しているのであるが、それはともかく、水樹

氏の主張は、「第三者」という語の意味を“被害者でも加害者でもなく利害関係のない人”と規定するなら、その立場にありながら「傍観者」にならずに、被害者救済の活動へと入って行く態度を理想とする点にあるらしい。因みに、30年前に開校された田中正造大学の初代教授であった当時の東大助手・宇井純氏は「公害問題に第三者はいない。傍観は許されないのだ」と語ったそうである。

○東京新聞本音のコラムを担当している山口二郎氏は日曜日毎に、相も変わらず毒舌を揮っている。右の記事のように、ウマイと感じ入った時には、勝手に備忘録に収録させて頂くことにしている。

○翌3月7日の東京新聞1面には、小口幸人氏(弁護士)の『改憲に「震災」使うな』が掲載されていた。「政府・与党は憲法解釈を変えて安全保障関連法を成立させた一方で、明文改憲の道を進もうとしている。九条という本音を言わずに「お試し改憲」の一つとして言い出したのが、大災害や戦争が起きた時、政府の権限を強化する緊急事態条項の新設である。東日本大震災を経験した国民に、災害と言えば受け入れられると考えたのかも知れないが、的外れで、被災地をダシにするなど思う。」全く同感である。

○発端は先月末、インターネット投稿「保育園落ちた日本死ね!!!」が国会で取り上げられた際、安倍首相が「匿名である以上、実際のことは本当かどうかも含めて確かめようがない」と答弁し、与党席からも質問者に対して痛烈な野次が浴びせられたことから、「保育園落ちたの私だ」と国会前でプラカードを掲げたデモが行われたとのこと。また、ネット署名サイトで保育制度の充実を訴える署名を3月4日に始めたところ、すでに2万人を超える賛同者が集まったとのことである。

○3月8日付けの新聞報道によれば、原子力規制委員会の田中俊一委員長が、東京電力福島第一原発事故の発生から5年となるのを前に、7日に共同通信の単独取材に応じ、事故を踏まえた原発の新規制基準について「新たな安全神話にはさせない。(審査に適合したら)それで十分ということになってはいけない」と述べ、政府や電力事業者が安全への取り組みを怠らないようくぎを刺した、とのことである。幾つか重要な指摘はしておられるのであるが、TVニュースを拝見するといかにも弱々しい物言いをされるので、たいへん心配している。

○本日、3月9日の東京新聞社説は『もう一度、原発事故調を 3.11から5年』を掲げ、福島第一原発事故から5年が経過した現段階で再び、事故調査委員会をつくることを提案している。非常に重要と思われるので以下に全文を転載させて頂きたい。「福島第一原発事故から5年。事故はいまだに解明できていない。再び、事故調査委員会をつくることを提案したい。風化、風評を防ぐことにもつながる。原発事故後、政府や国会、民間、東京電力がそれぞれ調査委員会をつくり、2012年、相次いで結果を発表した。その後、原子力規制委員会が中間報告を出した。原発再稼働は、事故の教訓を踏まえて実施されるはずだが、実際には無視されている。たとえば、九州電力の川内原発。九電は再稼働から4カ月後の昨年末、事故対応施設の免震重要棟建設をやめると発表した。◆生かされない教訓 免震重要棟については、事故当時、東電社長だった清水正孝氏が国会事故調査委員会の参考人質疑で「今回の私どもの一つの教訓だと思っておりますが…、もし、あれがなかったらと思えますと、ゾッとするくらい」と話している。この教訓さえ共有されていない。しかも、再稼働後に重大な変更を言い出すのは、公益事業者としての信義にも反している。不誠実なのは東電も同じだ。先月、東電はメルトダウン(炉心溶融)に関する社内マニュアルが見つかったと発表した。社内の事故調査でマニュアルを公表したときは、メルトダウンに関しては見過ごしていたという。元通産官僚の泉田裕彦・新潟県知事は東電の説明を信用していない。「隠蔽した背景や、それが誰の指示であったかなどについて、真実を明らかにしていただきたい」とのコメントを出した。公益事業者としての資質が問われる問題だが、田中俊一・規制委委員長以外は反応が鈍い。国会事故調の「規制する側が規制される側に取り込まれている」との指摘は改善されていないようだ。◆明らかになるウソ 事故調査でも、東電のウソが問題になったことがある。国会事故調が1号機では、原子炉を冷却する非常用復水器が津波ではなく、地震で破損していたのではない

もつて野球シーズンが始まる。日本野球界には、チームアベという史上最強といわれるチームが盛り込みをかけるぞうだ。最強といっても、ダルビッシュのような好投手、イチローのような好打者をそろえているわけでもない。

このチームの強さは、自分たちの都合の良いように審判を入れ替え、必要があればルールまでもねじ曲げることにあり、われわれの常識では、アウトをアウト、セーフをセーフと判定するのが公平な審判のほうである。

しかし、チームアベは、ノーランのアベ投手が投げた球をこぼして

ボールと判定すると、不公平な審判なのだと思えます。ライトを守るタカイチさんは、なぜか審判のライセンスを認定する審査機関の親玉でもあるそうです。そんな彼女は、私に逆らう審判は不公平なので、ライセンスを剥奪する(と)もあると言いつけました。最近の審判は意地地なばかりで、モミイとかいう下品なオヤジは、アベ投手がストライクだと言いつける球を審判であるわれわれがボールと判定する(と)はできない(と)まで言っている。

フェアはフェア。まさにアウルはアウル。まさにマクベスに出てくる魔女のささやかだ。フェアウルとフェアの区別がつかなくなつたマクベスは自滅の道をひた走った。マクベスの命運は、まさに日本球界の将来を暗示している。(法政大教授)

史上最強? チーム

山口二郎

2016.3.6

016年(平成28年)3月7日(月曜日)

保育園落ちたの私だ」と国会前でプラカードを掲げデモする。子どもが保育園に入れなかった母親ら。4日後、東京都千代田区で(宮本徹氏提供)



落ちたの私だ
怒りの輪集結

ネット投稿発端 国会前で抗議

かと考え、調査しようとしたときのことで、東電は「現場は真っ暗で危険。案内はできない」と回答した。事故調の解散後、真っ暗ではないことが分かった。見られたら不都合なことがあったのだろうか。問題は東電だけではない。政府の事故調査委員会が公表した調書で、原子力安全・保安院の室長が09年に津波対策の議論を進めようとした際、上司らから「保安院と原子力安全委の上層部が手を握っているから余計なことするな」「あまり関わるとクビになるよ」と言われたと証言していたことが明るみに出た。報告書にはこのくだりはなかった。報告書の文案は官僚が作ったという。都合の悪い話は“消された”のかもしれない。未公表の資料にもまだ何か、眠っている真実があるかもしれない。政府事故調も国会事故調も、報告書で未解明な部分があるとし、継続的な調査の必要性を記している。事故の経緯が解明されていないため、原発事故を「想定外の天災」とする人もいる。「想定外」を免罪符にして、不正と不誠実を見逃せば、新たな災厄を招き寄せることになる。福島第一原発では最近、敷地内の放射線量が下がった。原子炉建屋の内部は厳しい環境だが、短時間でも専門家が入ったり、ロボットを使ったりして調べることはできる。東電のマニュアルのように、5年たった今だから出てくる資料や証言もあるはずだ。調査委員会を再結成して、調査結果を今後の安全対策に生かすようにすべきではないか。新事故調をつくる前にやることもある。政府事故調は一部だが、調書を公開したが、国会事故調の資料は公開されていない。国会は公開を決めてほしい。第三者機関が報告書を検証する仕組みも必要だ。それが信頼性を高める。調査項目も提案したい。一つは住民の避難状況と被ばくの関係だ。福島県が県民調査をしているが、回答率が低い。現地で医療活動を続ける坪倉正治医師は「将来、がん患者が増える。それは放射線の直接の影響ではない。糖尿病患者が増えているからだ」と話す。事故の影響は広範囲に及ぶ。被ばくと健康の関係を調べることは、将来の差別の芽を摘む。住民の移動も考えれば、国が責任を持って長期間、やるべきだと考える。同じように汚染地域の動植物も長期間の調査が必要である。◆世界にオープンに 国は調査、研究に消極的に見えるが、得られたデータは、日本だけでなく、世界の役に立つ。研究や調査だけでなく、新事故調も世界の研究者にオープンにしたい。それが先進国の役目であり、原発事故を起こした国の責任である。」

- 福井新聞 ONLINE は3月9日(水)に『高浜原発3, 4号運転差し止め 大津地裁、住民申し立て認める』とのニュースを配信している。「関西電力高浜原発3, 4号機(福井県高浜町)の運転差し止めを求めて滋賀県の住民が申し立てた仮処分について、大津地裁(山本善彦裁判長)は9日、差し止めを命じる決定をした。仮処分は即時効力があるため、関電は不服申し立て手続きなどで決定を覆さない限り、2基を法的に運転できない状態となった。営業運転中の3号機も即時、停止の手続きに入る必要がある。2基への差し止め仮処分決定は昨年4月の福井地裁決定以来2度目。原子力規制委員会の新規制基準の審査に合格し再稼働した原発に対しては初めてとなる。大津地裁での争点は、規制委の新規制基準の妥当性や地震、津波対策など。住民側は関電が設定した基準地震動(耐震設計の目安となる地震の揺れ)では安全性を確保できず、津波対策も不十分としたほか「事故が起きれば、琵琶湖が汚染され近畿一帯の飲み水に影響が出る」と主張。関電側は「地震や津波対策は福島事故も踏まえて安全性を向上させている。新規制基準に適合しており安全性に問題はない」と反論していた。昨年4月の福井地裁の仮処分決定は、関電が申し立てた異議審で同12月24日、同地裁が「新規制基準や規制委の審査に不合理な点はない」として取り消した。これを受け、3号機は今年1月29日に再稼働。4号機は同2月26日に再稼働したが、同29日の発送電開始の際に原子炉が緊急停止するトラブルが発生し運転を停止している。大津地裁での仮処分をめぐっては、2014年11月に山本裁判長が「再稼働は差し迫っていない」とし住民側の申し立てを却下。同12月に高浜2基が規制委の安全審査に合格したことを受けて、滋賀県の住民29人が同地裁に仮処分を申し立てていた。」

[2016年3月10日(木)]

- 今朝の東京新聞1面トップは『高浜原発 停止命令、新基準「安全の基礎といえず」』で、云わんとする所は前日の福井新聞 ONLINEとほぼ同様であった。以下には、仮処分決定のポイント『発電の効率性、甚大な災禍と引き換えにできない』の全文を引用しておきたい。「原発事故が起きれば環境破壊の及ぶ範囲はわが国を越える可能性さえある。発電の効率性は甚大な災禍と引き換えにすべき事情であるとはいい難い。福島第一原発の原因究明は建屋内での調査が進んでおらず、今なお道半ばで、津波が主たる原因なのかどうかも不明。災禍の甚大さに真摯に向き合い、二度と事故を起こさないと見地から安全確保対策を講ずるには、原因究明を徹底的に行うことが不可欠。関西電力と原子力規制委員会がこの点に意を払わないなら、新規制基準策定に向かう姿勢には非常な不安を覚える。過ちに真摯に向き合うなら、対策の見落としで過酷事故が生じて、致命的な状態に陥らないようにするとの思想に立ち新規制基準を策定すべきだ。関西電力の主張や説明の程度では、新規制基準と設置変更の許可がただちに公共の安寧の基礎となると考えることはためらわざる

を得ない。国家主導での具体的で可視的な避難計画の早急な策定が必要。」

- 仙台へ向かう新幹線の車中で、日ごろ手にしない産経新聞を読んでみた。1面トップの見出し『高浜 運転差し止め、稼働原発 初の仮処分』だけではよく判らないが、『「ゼロリスク」押し付け 最高裁判例を逸脱』の記事をみると、「今回の大津地裁の決定にはなぜ高浜原発が安全でないかについて明確な根拠が見られない。(途中略) 原発の安全性は高度な専門的技術的判断が伴う。原子力規制委員会は高浜の審査会合を70回以上開き、約2年3ヶ月かけて関電が提出した約10万ページの申請書を詳細に検討した上で安全性を判断した。これに対し大津地裁はわずか4回の審尋で、規制委の精緻な議論をほとんど考慮していない。(途中略) 高度な科学技術とリスクとの関係を、規制委の議論に比べはるかに短い審尋のみから導き出された判断に委ねてよいのか、大きな疑問がある。(記者署名)」とのことであるが、内容の正しさがそれに費やした時間や紙量で評価できるのであればこれほど簡単なことはなく、それこそ高度な専門的技術的判断もなにもあったものではない。問題は、仮に過酷事故が発生した場合であっても(完璧なゼロリスクなどあり得ないので)、福島第一原発事故で経験したような致命的なことにならない対策こそが必要なのであるが、規制委はそれは自分たちの仕事ではないと云い、電力会社や安倍政権は規制委が合格を出したものはすぐにでも再稼働させると云う無責任さである。つい最近、再稼働させたばかりの高浜4号機に原因不明の故障が続発しているのは、皮肉でも何でもなく、当然起こり得ることが現実に起こっただけのことかも知れない。
- 久しぶりに仙台の宮城教育大学を訪問し、午後からスタッフの先生方や学生君たちと一緒に津波被災地視察研修に同行させて頂いた。訪問先は若林区霞目の浪分神社、荒浜地区と、名取市の閑上地区であった。荒浜地区はほとんど変化がなく、震災遺構として保存が決まった荒浜小学校では校舎の補強工事が行われていた。閑上地区は嵩上げ工事の真っ最中で、土砂を積んだダンプカーがひっきりなしに走り回っていて、閑上中学校には近づくことができなかった。津波で亡くなった閑上中学の生徒14人の慰霊碑や、中学校の近くにあった仮設小屋“閑上の記憶”は日和山の近くに移設されており、新たに名取市によって建立された慰霊碑には犠牲者990人の氏名が刻まれていた。

[2016年3月11日(金)]

- 午前中は地下鉄東西線の東端、荒井駅の周辺を歩いてみた。駅舎の一角に新設された“せんだい3.11メモリアル交流館”を訪問するのが目的であったが、付近に続々と建設が進められている瀟洒な戸建て住宅やマンション、震災復興住宅としての市営住宅も印象的であった。荒浜小学校がこの4月から合流することになる七郷小学校や、荒井小学校発祥の地である七郷神社、荒井小学校用地応急仮設住宅などを次々に訪問し、近隣の方々とおしゃべりしているうちに予定していた女川・石巻を訪問する時間がなくなってしまった。最後に訪問した仮設住宅は以前にも訪問したことがあったが、集会所におられた若林区まちづくり推進課職員の話によれば、一時は190世帯も入居しておられたのが、現在は19世帯を残すのみで、順次、復興住宅などへの移転が進められていること、残っている方のほとんどが独居であることから健康上の心配があること、5月9日をもって仮設住宅を閉鎖する予定になっているが、全員が出て行かれるまでは閉鎖できないこと等々のお話を伺うことができた。最後に荒井駅に戻り、メモリアル交流館に設けられた祭壇にお参りしてから仙台駅に向かった。
- 午後は女川・石巻を諦め、東松島市の野蒜地区を訪問することにした。これまでは代行バスを利用していたので、仙石線を新設されたJR野蒜駅で下車するのは初体験であった。駅前は大規模な造成工事中で、旧野蒜駅までは徒歩25分とのこと、まずは途中の野蒜小学校跡を目指した。野蒜小学校周辺には特に大きな変化はなかったが、2月末に建立されたばかりの閉校記念碑には心打たれるものがあつた。仙石線の電車が津波で被災した場所のすぐ近くでは、作業場でタバコを吹かしておられた同年配の男性と話し込み、石巻で地震に遭ってから急遽、軽トラックで帰宅し、その直後に自宅で津波に襲われたこと、家人はすでに裏山に避難しており全員無事であったこと、津波は1階の軒下まで来たこと、津波に流された電車の正確な位置、はては、高校時代にチリ津波で被災した女川に今で云うボランティア活動に行ったことなど、話は際限なく続いた。旧野蒜駅はコンビニが併設された“野蒜交流センター”として機能しており、プラットホームの保存と共に、テーブルと椅子が置かれた休憩スペースの周囲には被災写真等が展示されていて、一角の観光案内では宮戸島への奥松島遊覧や民宿の案内をしていた。この野蒜地区では、津波災害を何とか免れた住宅はそのまま居住することが可能であり、嵩上げをすれば新築も可能とのことであった。仙台駅では帰りの新幹線まで時間があつたので、改札口に近い“気仙沼の寿司屋”でにぎりどホヤの刺身、それに男山の冷酒：蒼天伝を堪能した。この店は気仙沼の仮設商店街である紫市場に本店があつて、仙台駅ビルにあるのはその支店である。

[2016年3月12日(土)]

○日本建築学会の“東日本大震災における実効的復興支援の構築に関する特別調査委員会”が主催する『東日本大震災5周年シンポジウム「専門的知見はどこまで生かすことが出来たか」』に参加した。このシンポジウムは、東日本大震災における復興支援のために、土木・建築・都市計画分野の協力のもとに組織された特別調査委員会の5年間の活動報告を企図したもので、土木を良く知る建築家:内藤廣氏を精神的支柱に据え、話題提供者はいずれもが具体的な復興支援の実務経験者であったことから、非常に説得力と迫力に富んだ内容であったと感じられた。唯一残念であったのは、この特別調査委員会に地震や建築構造の専門家が一人も関与していないことであった。大筋の話としては、防潮堤に代表される土木工事が時期的にも予算的にも先行し、建築は大幅に出遅れたこと、そのこと自体は止むを得なかった面もあるが、防潮堤・嵩上げ・区画整理という復興の手順は逆の方が良かったのではないかと、規模の小さな地域の復興は比較的うまく行っているが、規模の大きな地域の復興計画には困難が伴うことなど、なるほどと思われる点が議論の随所にみられたことは大きな収穫であった。

[2016年3月25日(金)]

○以下に引用したのは、3月11日に訪問したばかりの東松島市野蒜小学校に関してネット配信された、河北新報(3月23日)の記事である。

<野蒜小津波訴訟>避難誘導 市責任どう判断

『東日本大震災で宮城県東松島市野蒜小体育館に避難した住民と児童計3人が津波で死亡したのは、学校側の判断に過失があったためだとして、遺族が市に計約5300万円の損害賠償を求めた訴訟で、仙台地裁(大嶋洋志裁判長)は24日、判決を言い渡す。指定避難場所の学校をめぐる津波訴訟の判決は初めて。学校側が津波の到達を予見できたかどうか最大の焦点となる。津波到達の予見可能性の有無のほか、体育館への避難誘導の是非、児童の引き渡しの在り方などが審理された。遺族側は校内の携帯ラジオなどを使い、津波情報は容易に得られたと指摘。市地域防災計画が津波避難場所を「校舎の2階以上」と定めていたことを挙げ「海拔約1メートルの体育館に避難させたのは判断ミスだ」と主張している。市側は「情報収集は試みたが、テレビやラジオは停電で使えなかった。野蒜小は市の津波浸水予測地域に含まれていなかった。校長も積極的に住民を誘導しておらず、住民は自主的に体育館へ避難した」と反論している。同級生の親に引き渡された後に犠牲になった児童について、遺族側は「自宅は学校より海側の低地にあるのに、安全確認をしないまま帰宅させた」と指摘。市側は「児童の家は津波浸水予測地域外で、帰宅した後の犠牲は予見できなかった」と述べている。訴えによると、2011年3月11日の地震発生後、野蒜地区の住民は地域防災計画で避難場所に指定された野蒜小に向かい、校長らに体育館に誘導された。体育館には約3.5メートルの津波が押し寄せ、住民2人は体育館内で溺死。児童1人は引き渡し後に自宅周辺で死亡したとされる。市によると、野蒜小体育館では計13人の遺体が確認された。〔仙台地裁の津波訴訟判決〕東日本大震災の津波訴訟で仙台地裁が言い渡した判決は過去4件あり、いずれも民間事業者や自治体が被告となった。遺族の請求が認められたのは、石巻市の私立日和幼稚園(仙台高裁で和解)と宮城県山元町の常磐山元自動車学校(高裁で審理中)の2件。同県女川町の七十七銀行女川支店と山元町東保育所(1遺族は高裁で和解)をめぐる2件は2月に最高裁で遺族敗訴が確定した。いずれの訴訟も津波を予見できたかどうかが主な争点となり、地裁の判断が分かれた。』

○さらに本日になって配信された河北新報の記事は次の通りであった。

<野蒜小津波訴訟>引き渡し犠牲 学校に過失

『東日本大震災で宮城県東松島市野蒜小体育館に避難した後、津波で亡くなった住民2人と児童1人の遺族が、学校側の判断に過失があったとして学校設置者の市に計約5300万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、仙台地裁は24日、「安全が確認されない限り、児童を引き渡すべきではなかった」として、同級生の親に引き渡された後に津波にのまれて亡くなった小学3年の女兒=当時(9)=の遺族に約2660万円を支払うよう市に命じた。災害発生時の児童引き渡しの在り方をめぐる司法判断は初めてとみられる。大嶋洋志裁判長は校長の指示で引き渡された女兒について「学校から自宅までの帰路で市の津波浸水予測地域を必ず通過しなくてはならず、女兒に危険が及ぶことは具体的に予見できた」と指摘した。判決は一方で「体育館は当時最大級の地震を想定した津波浸水予測地域の外にあり、学校側は津波の到達を予見できなかった」と判断。体育館内で死亡した当時86歳と71歳の女性2人の遺族の請求は棄却した。遺族の代理人は「コメントできない」と話した。阿部秀保市長は「早急に判決内容を精査し対応を検討する。市民の尊い命が失われたことを重く受け止め、哀悼の意を表するとともに、災害対策への取り組みを一層強化していく」との談話を出した。判決によると、2011年3月11日の地震発生後、野蒜地区の住民は市の地域防災計画で避難場所に指定された野蒜小に向かい、体育

館に避難した。体育館には約3.5メートルの津波が押し寄せ、女性2人は体育館内で溺死。女兒1人は引き渡された後、学校より海側の自宅周辺で死亡した。野蒜小体育館では訴訟対象の女性2人を含め、計13人の遺体が確認された。津波犠牲をめぐる訴訟の仙台地裁判決で、賠償命令は3件目。過去2件は私立幼稚園や自動車学校などが被告で、今回、初めて地方自治体の責任が認められた。』

2016年3月25日 文責：瀬尾和大